

建築物バリアフリー法令等 Q&A

令和7年10月更新

NO.	施行令[共通条文] (条例)	法令等項目 [共通項目]	キーワード	質疑	回答
1	令5条	特別特定建築物	複合用途	複合建築物の場合、基準適合義務の対象となる特別特定建築物の規模の算定については、用途毎の規模で判断するが、政令5条、条例別表1における同一の号の用途は、合計するののか。 (例)テナントビルで理髪店とクリーニング取次店の床面積の合計が200㎡以上の場合には、特別特定建築物に該当するののか	用途が同一である特別特定建築物ごとに床面積を合計し、規模を算定する。 (例)理髪店、クリーニング取次店がそれぞれ200㎡未満であれば特別特定建築物に該当しない。 なお、埼玉県福祉のまちづくり条例では、同系列の用途については、床面積を合計して特定生活関連施設に該当するかどうかを判断するので、注意が必要である。 【参考】バリアフリー逐条解説(建築物)2021年版、P.39
2	令5条 4号		集会所	地域住民のための集会所はバリアフリー条例の対象か。	地域住民の利用を主目的とする集会所(延べ面積が200平方メートル未満のもの)については、建築基準法の集会場としては取り扱わないため、バリアフリー条例の対象とならない。 ただし、埼玉県福祉のまちづくり条例に定める特定生活関連施設には該当する。
3			教会、神社	教会、寺院、神社は集会場に該当するか。	該当しない。建築基準法の取扱いと同様である。
4	令5条 8号		派出所	派出所は特別特定建築物に該当するか。	保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署に該当し、特別特定建築物である。
5	令5条 10号 (条例2条)	特別特定建築物に追加する特定建築物	学童保育施設	学童保育施設はバリアフリー条例の対象か。	児童福祉法第7条及び第40条に定める児童厚生施設に該当する場合を除き、バリアフリー条例上対象とならない。
6	令9条 (条例3条)	特別特定建築物の建築の規模	ガソリンスタンド (用途判断・床面積)	ガソリンスタンドはどの用途に該当するか、又キャンピー部分の床面積を含めて特別特定建築物の規模の算定をするか。	ガソリンスタンドは建築基準法の取扱いと同様に物品販売業を営む店舗に該当し、キャンピー部分の床面積も含めて規模を算定する。
7			附属駐車場	条例3条2項の床面積の緩和は、別表第1第4項第5号の「自動車の停留又は駐車のための施設」に適用できるか。	特別特定建築物に附属する駐車場等のみが適用できる。
8		用途変更	幼保連携型認定こども園	既存不適格建築物である幼稚園、保育所から「幼保連携型認定こども園」に用途変更する場合、引き続き既存不適格建築物として取り扱うことはできるのか。	引き続き既存不適格建築物として取り扱うことが可能である。
9	令11条 [令12条]	廊下等 [階段] [傾斜路] [敷地内の通路] [案内設備までの経路]	点状ブロック等	階段の踊り場の点状ブロック等は、H18国土交通省告示1497号第2により連続手すりを設置することで除外できるが、各階の中間にある踊り場のみではなく、各階のレベルも踊り場と捉え、点状ブロック等の敷設を免除することが可能か。	廊下と連続し一体的な空間を構成する階段(踊り場)の部分は「廊下等」にも含まれるので、視覚障害者の転落の恐れがある場合は、点状ブロック等を敷設すること。 ただし、常時閉鎖扉等で区画された階段室などで、視覚障害者が誤侵入する恐れがなく、連続した手すりが有効に設けられている場合は、点状ブロック等は不要とすることができる。(H18告示1497号第2に該当)。 なお、階段の踊り場とは、階段の途中で平らになっている部分で、階段の方向を変えたり避難・休息などのために設けられるものであり、階と階の中間にある部分に限らず、各階レベルに設けられた平らな部分も踊り場である。
10	令11条 [令12,13,22条]			点状ブロック等の敷設幅の目安はあるか？階段や傾斜路の全幅に敷設するののか。	危険を警告するために、段や傾斜路の上端に敷設するものであり、全幅とする。ただし、既製品ブロック(タイル)を使用する場合などの割付上、両端部15cm程度の空きは可とする。 【参考】設計標準 P63-64 (令和7年5月版)視覚障害者誘導用ブロック等
11	令11条 [令12,13,16,22条]		容易に識別できるもの	傾斜路や階段の段鼻、視覚障害者用誘導ブロック等の識別しやすい色について基準はあるか。	明度差5度、輝度比2.0以上が望ましい。なお、視覚障害者用誘導ブロックは黄色を原則とする。 【参考】設計標準 P11～12(令和7年5月版)視覚障害者誘導用ブロック等 福まちガイドブックP2-2(令和3年7月版)階段
12	令12条 (条例5条)	階段	手すり (共同住宅)	県条例5条について、手引きでは「屋外避難階段～は該当しません」とあるが、共同住宅の屋外避難階段は、該当しないものと考えてよいか。	通常、共同住宅の屋外階段は、多数のものが頻繁に階段を使用(少フロア間の移動)すると考えられるため、条例5条に該当し、両側に手すりが必要である。
13			手すり	階段の手すりは、設計標準等によれば、高さ75～85cm程度が適切な高さとなっているが、バリアフリー法や条例においては手すりの高さについて特に規定されていない。共同住宅の屋外階段などに設けられる転落防止の目的を兼ねた高さ100cm程度の笠木は手すりとは見なせるか。	階段側壁や、その上部に取り付けた笠木は、握れないので高さにかかわらず手すりとは見なさない。 また、バリアフリー法に定める手すりの機能を果たすための手すりの高さは75～85cm程度を標準とする。 【参考】設計標準P62-64(令和7年5月版)階段の寸法、構造

NO.	施行令[共通条文] (条例)	法令等項目 [共通項目]	キーワード	質疑	回答
14	令12条 (条例5条)	階段	踊り場	踊り場とはなにか。	階段の踊り場とは、階段の途中で平らになっている部分で、階段の方向を変えたり避難・休息などのために設けられるものであり、階と階の中間にある部分に限らず、各階レベルに設けられた平らな部分も踊り場である。
15	令12.14.19条 (条例8条)	増築等に関する 適用範囲	床面積	増築の場合、条例6条及び7条に規定する床面積の合計に、既存部分の床面積を含めるのか。	条例8条1項により当該増築等に係る部分の床面積の合計となる。既存部分の床面積は含めない。
16	令12.14.19条 (条例8条)		便所	便所が既存部分のみにある場合、当該便所は条例8条3号に掲げる便所として整備対象となるのか。	対象となる。 なお、既存の車椅子使用者用便房と新設する車椅子使用者用便房の数を合算して、必要設置数を満たせばよい。(政令同様) 必要数の算出に用いる面積は、増築等に係る部分のみの面積を対象とする。
17	令12.14.19条 (条例8条)			同一敷地内に利用居室を有する別棟を増築する場合、既存建物内の車椅子使用者用便房を条例8条3号に掲げる便所としてよいか。	よい。 ただし、政令19条1項2号に基づき、利用居室から当該車椅子使用者用便房に至る経路を移動等円滑化経路とすることを要する。 なお、増築部分に車いす使用者用便房を設けた場合は、増築内のみで移動等円滑化経路とすれば足りる。
18	令12.14.19条 (条例8条)		小規模な別棟増築	学校敷地内に小規模な倉庫又は自転車駐輪場を別棟で建築する場合、当該増築部分は、バリアフリー条例の対象か。	規模にかかわらず、多数の者の利用する施設を建築する場合はバリアフリー条例の対象となる
19	令13条	階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路	傾斜路	階段に併設する傾斜路とはどのようなものが該当するのか。	階段及び傾斜路が、同一の室(玄関等)に接続されており、車いす使用者が円滑に移動できる計画であれば、階段と傾斜路が隣り合って配置されなくとも良い。
20	令14条1項 令和6年国交省告示 1074号第1	便所	不特定多数利用便所	すべての階に不特定多数の者等が利用する便所を設置する必要があるのか。	不特定多数の者等が利用する便所は、原則、「不特定多数の者が利用する階」の数以上設け、また、管理運営方法などを勘案し特定の階に偏ることなく設ける必要がある。 ただし、以下の令和6年告示第1074号第2に該当する場合は、「不特定多数の者が利用する階」から除かれる。 ①地上階で、便所を設ける施設が同一敷地内かつその階の出入口付近(近接)にある階 ②不特定多数の者等が利用する部分の床面積が著しく小さい階 例)通過動線のみ ③不特定多数の者等が滞在する時間が短い階 例)駐車場のみの階、ATMのみの階 ④②、③のほか、管理運営上やむを得ない階 例)商業施設の1階等で、人の出入りが多く、便所を設置した場合に管理が困難となる階、または、ホテルの客室のみの階や共同住宅の住戸のみの階で、各部屋に便所が設置されている場合
21	令14条1項 令和6年国交省告示 1074号第2		不特定多数利用便所 車椅子使用者用便房 (共同住宅)	共同住宅の場合、各階に不特定多数利用便所の設置と車椅子使用者用便房の設置は必要か。	共同住宅については、全ての階について令和6年告示第1074号第2第2号「管理運営上不特定多数利用便所を設けないことがやむを得ないと認められる階」として取り扱って差し支えない。ただし、共用部に多数の者が利用する便所を設ける場合は、車椅子使用者用便房の設置が必要となる。
22	令14条2項 (条例6条1項)		車椅子使用者用便房 (共同住宅)	共用部に多数の者が利用する便所を設ける場合には車椅子使用者用便房の設置が必要か。	必要である。
23			車椅子使用者用便房	保育所や幼稚園において車いす使用者である幼児が幼児用便所を利用するという場合、幼児用の車椅子使用者用便房の整備が必要か。	幼児用の車椅子使用者用便房の整備は、法文上規定されていないため、一般の車椅子使用者用便房を令14条2項及び条例6条1項に基づき、基準の数以上設ければよいが、施設の実情に合わせて整備をすることが望ましい。
24	令14条2項やその規定の告示、条例6条1項で示す床面積は、不特定多数の者等が利用する部分の床面積か。	貴見のとおり。 条例6条1項で示す「床面積の合計が1,000㎡未満」は、バックヤード等を含まない不特定多数の者等が利用する床面積である。 同条2項に示す「床面積の合計が2,000㎡以上」は、バックヤード等を含ま延べ面積である。 また、「バックヤード等」とは、多数の者への読替えが適用される場合は、「多数の者が利用しない部分」をいい、読替えが適用されない場合は、「不特定多数の者等が利用しない部分」をいう。			

NO.	施行令[共通条文] (条例)	法令等項目 [共通項目]	キーワード	質疑	回答
25	令14条2項 (条例6条1項)	便所	車椅子使用者用便房	車椅子使用者用便房の大きさの基準はあるか。	車椅子を使用している者が円滑に利用できる便所の大きさは、自力で車椅子から便器へ移動できない要介護者の利用を勘案し2.0m×2.0mを標準とする。 ただし、主として高齢者、障害者等が利用する建築物を除き、床面積の合計が500㎡以下の建築物については、最小限の基準として「小規模施設における車いす使用者用便房」の基準(※)を採用することができる。 また、既存の便所の改修など構造上やむを得ない場合には、「車椅子使用者も利用できる広めの便房」とすることができる。 【参考】設計標準P116-117(令和7年5月版)男女共用の広めの便房の設計標準 ※「小規模施設における車いす使用者用便房について」 https://www.pref.saitama.lg.jp/a11106/kenntikuhudousann/sonotakenntikubutunikakaruho_ureitou/02zyourei/saitamakennhukusinomatidukurizyourei/hukusinomatidukurinikannsurukoto.html 彩の国人にやさしい建物づくり連絡協議会(当事者(車椅子利用者)や専門メーカー(TOTO株)のUD研究所)の協力の元に、障害者団体、医療関係者(理学療法士)等で構成する研究会において一定の基準を導き出した。)
26	令15条	劇場等の客席	座席	「客席」、「座席」とはどのような定義か。	「客席」とは、設けられる個別の座席ではなく、劇場等における座席が並べられた室(空間)を指す。 「座席」とは、床に固定された椅子を有する席を指し、移動可能な席、スタッキングチェア、画面と連動して動く席などは「座席」に含まない。 ※なお、埼玉県福祉のまちづくり条例では、床に固定されていない席も座席として扱っている。 【参考】バリアフリー法逐条解説(建築物) 追補版、p18
27	令16条 [17,19条]	ホテル又は旅館の客室 [敷地内の通路] [移動等円滑化経路]	段	段を設けないことの規定があるが、具体的な基準はあるか。	車椅子使用者の通行を妨げるような、段を設けないこと。なお、①、②については、「通行上支障のない段」として取り扱います。 ①「屋外に面する出入口等(玄関、上がり框)や浴室の出入口で、雨水、埃等が侵入しないよう生じた段」については、高低差2cm以下で面取り等の配慮をしたものは通行上支障のないものと考えられます。 【参考】設計標準P144(令和7年5月版)客室 浴室等の戸の前後の高低差の解消 又、建築物内部においては、原則段を設けないこととし、やむを得ない場合は、高低差1cm程度で面取り等の配慮をしたものは通行上支障がないものと考えます。 ②「敷地内通路の段」については、高低差2cm以下で面取り等の配慮をしたものは通行上支障のないものと考えられます。 【参考】設計標準P31(令和7年5月版)段差解消の例
28	令17条	敷地内の通路	適用範囲	「不特定かつ多数の者が利用する」「主として高齢者、障害者等が利用する」「多数の者が利用する」敷地内の通路がどこになるかについての判断基準はあるか。	敷地内に複数の「不特定かつ多数の者が利用する」「主として高齢者、障害者等が利用する」「多数の者が利用する」通路がある場合には、その全てについて政令17条を満足させる必要があるが、政令19条の移動等円滑化経路については、そのうちの一つを満足させればよい。
29	令18条1項	駐車場	車椅子使用者用駐車施設 (共同住宅)	共同住宅に居住者のみが利用する駐車場を設置する場合、車椅子使用者用駐車施設は必要か。	区画毎に使用者を特定している駐車場を除き、多数の者が利用する共用の駐車場を設ける場合には、政令18条1項に基づき、基準の台数以上の車椅子使用者用駐車施設の設置を要する。 また、併せて、標識(政令20条)、案内設備(政令21条)の設置を要する。
30			車椅子使用者用駐車施設	令18条1項で「駐車場には」と記載されていることから、令和7年6月1日施行前と変わらず「駐車場を設置する場合に必要となる」という解釈で良いか。	貴見のとおり、不特定多数の者等が利用する駐車場を設ける場合に限り適用される。
31			車椅子使用者用駐車施設 (機械式駐車場)	平面駐車場で車椅子使用者用駐車施設数が充足する場合でも、機械式駐車場に車椅子が円滑に利用できる場所が1以上必要になるか。	不要である。 平面駐車場と機械式駐車場に設ける駐車施設の合計値で車椅子使用者用駐車施設の必要数を算定する。

NO.	施行令[共通条文] (条例)	法令等項目 [共通項目]	キーワード	質疑	回答
32	令19条	移動等円滑化経路	利用居室 (共同住宅)	居住者のみが利用する集会室は利用居室に該当するのか。	居住者用であっても多数の者が利用する集会室は「利用居室」に該当する。 なお、道等から利用居室までの経路は移動等円滑化経路として整備が必要となる。 (令19条1項1号、令25条読替規定あり)
33				共同住宅又は寄宿舍の移動等円滑化経路について、各住戸に至るまでの共用廊下等やEVの経路は整備対象となるのか。	共同住宅又は寄宿舍の各住戸は利用居室に該当しないため、各住戸までの経路は移動等円滑化経路とはならない。 ただし、多数の者が利用する集会室等は利用居室として扱うため、当該集会室等までの経路は移動等円滑化経路となる。
34			廊下等	物販店の売り場や飲食店の客席などにおいて、商品陳列棚間の通路や客席間の通路については、移動等円滑化経路を構成する廊下等の基準が適用されるか。	百貨店等の主な通路は廊下と見なすが、小規模な物販店や飲食店等については、売り場や飲食店の客席部分そのものを利用居室と考えるため、利用居室内の通路については、廊下等としては取り扱わない。 ただし、車いす使用者の移動等に配慮し、「廊下等」の基準に準じた計画とすることが望ましい。
35			傾斜路	階段に代わる傾斜路に手すりを設けた場合の有効幅員は、階段と同様に手すりの幅10cmを限度としていないものとみなし、算定してよいか。 階段に併設する傾斜路とはどのようなものが該当するのか。	傾斜路の有効幅員は手すりの内側で測定する。 階段は歩行者が通行する。傾斜路は廊下と同様に車椅子も通行することから、廊下等と同様に扱うことが合理的である。 【参考】設計標準P34(令和7年5月版)段に併設する傾斜路の例 傾斜路の幅員は手すり内々寸法で示されている。
36			エレベーター	政令19条2項6号により国土交通大臣が定める構造の昇降機は、かごつきの昇降機でなければならないか。階段に取り付ける斜行型昇降機の椅子式の仕様は認められるか。	椅子式は不可である。 (H18.12.15 国交省告示1492号)
37			地形の特殊性	傾斜地に立地する老人ホームで、移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路については、政令19条3項に基づき地形の特殊性により車寄せから出入口の経路が認められる場合、車いす使用者以外の入居者の外出時等にあっても、避難時を除き必ず車寄せから道まで車で移動するという場合、道から車寄せまでは、敷地内通路には該当しないものとして、政令17条の一般基準を適用しなくてもよいか。	政令17条は、敷地内通路の規定であり、立地条件にかかわらず、適合させる必要がある。 19条3項はあくまでも政令19条1項1号(道等から利用居室までの移動等円滑化経路)についての読替え規定である。
38	令20条	標識	-	出入口から見通しのきく場所に移動等円滑化経路を構成するエレベーターがある場合、令20条1項ただし書きの案内設備と同様にエレベーターを示す標識を省略することは可能か。	出入口からエレベーターが容易に視認できても令20条の標識は必要である。 令20条はエレベーター、便所等の個別表示要求であり、容易に視認できても令21条の案内設備の規定は準用できない。
39	令21条	案内設備	増築	増築部分に移動等円滑化の措置がとられたエレベーター、便所等を設ける場合、既存の案内設備にエレベーター、便所等の配置を表示すれば、増築部分にあらためて案内設備の設置は不要か。	既存の案内設備に増築部分の内容を加えた案内設備とすることは可能である。
40			案内所 (レジカウンター)	物販店舗(コンビニエンスストアを含む)のレジカウンターは令21条3項の案内所とみなすことはできるか。	レジカウンターから外部からの利用者を容易に視認でき、かつ、常時人がいる場合は案内所とみなすことができる。
41			案内所 (受付、事務室)	学校、保健所、保育所の受付や事務室は案内所とみなせるか。	常時職員等が滞在しており、訪問者に随時対応可能な窓口が設けられている場合は案内所とみなすことができる。
42	令22条	案内設備までの経路	視覚障害者移動等円滑化経路	建物内に移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設がない場合、令21条2項に基づく案内設備又は3項の案内所の設置は不要となるが、この場合、令22条も適用されないのか。	適用されない。
43			視覚障害者を誘導する設備 (ガソリンスタンド)	案内設備までの経路として、視覚障害者を誘導する設備はどのような取扱いか。	視覚障害者を誘導する設備については、原則としてH18告示1497号第4に規定する「主として自動車の駐車のために供する施設に設けるもの」と同等に扱う。
44		その他	-	バリアフリー条例の対象となった建築物は、条例で付加された移動等円滑化基準を満足すればよいのか。	バリアフリー法施行令10条に定める「建築物移動等円滑化基準」と条例で付加された基準に適合させなければならない。
45	(条例16条)		福祉のまちづくり条例	福祉のまちづくり条例に基づく届出も、別途提出する必要があるのか。	必要である。